

令和 7 年 8 月

お客さま各位

小田原第一信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

令和 3 年 6 月に政府で閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5 年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受けて、金融機関では「令和 9 年 3 月末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。

こうした背景を踏まえ、当組合では令和 7 年 10 月 1 日より以下の対応を実施します。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止

新規口座開設停止日：令和 7 年 10 月 1 日（水）

※すでに当座預金口座をお持ちのお客様は、引き続きご利用いただけます。

2. 「当座勘定（一般当座）」で払戻請求書によるお支払いを開始

お取扱開始日：令和 7 年 12 月 1 日（月）

※手形・小切手によるお支払いのほか、当組合所定の払戻請求書によるお支払いの取扱いを開始します。

これに伴い、以下のとおり「当座勘定規定」を改定いたします。

改定後	改定前
<u>第 7 条（当座勘定からの払い出し）</u> (1) 略 (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。 (3) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印鑑（または署名鑑）により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。また、払戻しに際して、当組合指定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u>	<u>第 7 条（手形、小切手の支払）</u> (1) 略 (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

第 17 条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （2）（3）略	第 17 条（印鑑照合等） （1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （2）（3）略
---	---

「当座勘定規定」の改定日：令和 7 年 12 月 1 日（月）

3. 手形帳・小切手帳の発行停止

発行終了日：令和 8 年 3 月 31 日（火）

※未使用の手形帳・小切手帳の買戻しは予定しておりません。

以 上